（登録基準）

第十九条の二十四の十九　都道府県労働局長は、第十九条の二十四の十七の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　（略）

二　発破実技講習の講師が、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

講習科目	条件
火薬類の取扱い	一　次に掲げる者であつて、一年以上火薬類の取扱いの業務に従事した経験を有するもの イ・ロ　（略） ハ　学校教育法による大学又は高等専門学校において、応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。） ニ　（略） 二　（略）
（略）	

三　（略）

2　（略）

（登録基準）

第二十五条の六　厚生労働大臣は、第二十五条の四の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　（略）

二　コンサルタント講習の講師が、次のとおりであること。

イ　安全に関する講習にあつては、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

講習科目	条件
産業安全一般	一　（略） 二　学校教育法による短期大学（専門職大学前期課程を含む。以下この号及び第二十五条の二十一第一項第四号において同じ。）又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者。以下この号及び第二十五条の二十一第一項第四号において同じ。）であつて、その後七年以上安全の実務に従事した経験を有するもの 三　（略）
（略）	

ロ　（略）

三　（略）

2　（略）

（登録基準）

第十九条の二十四の十九　都道府県労働局長は、第十九条の二十四の十七の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　（略）

二　発破実技講習の講師が、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

講習科目	条件
火薬類の取扱い	一　次に掲げる者であつて、一年以上火薬類の取扱いの業務に従事した経験を有するもの イ・ロ　（略） ハ　学校教育法による大学又は高等専門学校において、応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。） ニ　（略） 二　（略）
（略）	

三　（略）

2　（略）

（登録基準）

第二十五条の六　厚生労働大臣は、第二十五条の四の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　（略）

二　コンサルタント講習の講師が、次のとおりであること。

イ　安全に関する講習にあつては、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

講習科目	条件
産業安全一般	一　（略） 二　学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後七年以上安全の実務に従事した経験を有するもの 三　（略）
（略）	

ロ　（略）

三　（略）

2　（略）